



2021年5月12日
株式会社 静岡銀行
株式会社 山梨中央銀行

「海外ビジネスサポート業務に関する協定」を締結

株式会社静岡銀行（本社・静岡市葵区、代表取締役頭取・柴田^{しばた} 久^{ひさし}）と株式会社山梨中央銀行（本社・甲府市丸の内、代表取締役頭取・関^{せき} 光良^{みつよし}）では、「静岡・山梨アライアンス」の一環として、「海外ビジネスサポート業務に関する協定」を締結しました。

これにより、国際戦略分野での連携施策の実効性を高め、両行のお客さまの海外ビジネス発展に向けて協力して取り組みます。

また、本締結を機に、山梨中央銀行では2名の行員を静岡銀行の海外拠点へ派遣する方針で、第1弾として、静岡銀行香港支店に1名を受け入れる予定です。

<海外ビジネスサポート業務に関する協定の概要>

1. 締結日 5月12日（水）
2. 目的 海外ビジネスサポート業務における情報交換、ノウハウ共有、人事交流
3. 内容
 - 静岡銀行の海外6拠点（※）を通じた山梨中央銀行のお客さまの海外ビジネスサポート
 - ※[北米] ロスアンゼルス支店、ニューヨーク支店
 - [アジア] 香港支店、シンガポール駐在員事務所、上海駐在員事務所
 - [ヨーロッパ] 欧州静岡銀行
 - 海外販路開拓、貿易取引、海外資金調達など、海外ビジネスを展開されるお客さまの相互紹介

<人事交流（山梨中央銀行からの行員受入）について>

1. 受入期間 2年間（予定）
2. 受入先 静岡銀行香港支店
3. 受入人数 1名
4. 業務内容 両行の国際業務発展に資する業務、山梨中央銀行のお客さまに対する各種情報提供、現地アテンドなど